

平成 27 年 4 月から

# 子ども・子育て支援新制度の開始に伴い 保育園の入園手続きなどが変わります

一人一人の子どもが健やかに成長することができる社会を目指して、平成 24 年 8 月に「子ども・子育て支援法」が成立しました。この法律などに基づいて、平成 27 年 4 月から「子ども・子育て支援新制度」が全国的に開始されます。

新制度の開始に伴い、保育園や幼稚園などに入園する際の手続きなどが変わります。

詳しいことは、子ども課（89 - 2274）へ、お問い合わせください。

## 入園には「保育の必要性の認定」が必要となります

保育園や幼稚園などを利用するには、入園申込書とは別に、教育・保育の必要性に応じた認定を受ける必要があります。認定は保護者の就労などによる保育の必要性と子どもの年齢に応じて、表 1 のとおり 3 つに区分され、利用できる施設や入園手続きが異なります。ただし、幼稚園については、認定が必要とならない場合があります。

### ●認定にあたっての「保育の必要な事由」と「保育の必要量」

#### ①保育の必要な事由

認定区分のうち、2・3号認定は、保護者が表 2 に掲げる保育の必要な事由に該当する場合に受けられます。

#### ②保育の必要量

認定区分のうち、2・3号認定は、保育の必要量に応じて「保育標準時間（主にフルタイムの就労などを想定した最長 11 時間の利用）」と「保育短時間（主にパートタイムの就労などを想定した最長 8 時間の利用）」に区分されます。それぞれの区分の時間を超えて保育の利用を希望される場合は、延長保育の利用申請が必要となります。

■表 1 認定区分

認定区分	対象となる子ども	利用できる施設※
1号認定 (教育標準時間認定)	満3歳以上の未就学児 (2号認定を除く)	幼稚園、認定こども園
2号認定 (保育認定)	満3歳以上で「保育の必要な事由」 に該当し、保育を必要とする子ども	保育園、認定こども園
3号認定 (保育認定)	満3歳未満で「保育の必要な事由」 に該当し、保育を必要とする子ども	保育園、認定こども園

※平成27年4月時点で、市内に認定こども園および新制度に移行する予定の幼稚園はありません。市内の幼稚園に在園中または入園予定のお子さんについては、認定の必要はありません。

■表 2 保育の必要な事由として認められるもの

- ・就労
  - ・妊娠、出産
  - ・保護者の疾病、障害
  - ・同居又は長期入院などしている親族の介護・看護
  - ・災害復旧
  - ・求職活動（起業準備を含む）
  - ・就学（職業訓練校などにおける職業訓練を含む）
  - ・虐待やDVのおそれがあること
  - ・育児休業取得時に、既に保育を利用している子どもがいて継続利用が必要であること
  - ・その他、上記に類する状態として市町村が認める場合
- ※年齢により受けられない場合があります。

## 保育園入園の手続き

今後の手続きにつきましては、10月8日（水）から始まる各保育園での入園説明会や市ホームページなどご案内します。また、在園児につきましては、在園している保育園よりご案内します。

子ども・子育て支援新制度についての詳細は、子ども課へお問い合わせいただくか、内閣府ホームページ（<http://www8.cao.go.jp/shoushi/shinseido/>）などでご確認ください。

10月25日(土)・26日(日)

# 小中学校作品展を開催

小中学校作品展を、10月25日(土)・26日(日)に赤塚山公園で開催します。開催時間は、午前9時から午後5時(26日は午後4時)までです。なお、24日が雨天の場合、25日は午前10時からです。会場には、子どもたちが一生懸命につくった作品が展示されます。

詳しいことは、学校教育課(88局8033番)へ、お問い合わせください。

## 子ども造形広場

テーマ 色もはずむ形もはずむ



心もはずむ

**内容** いろいろな材料を使って、子どもたちが想像力を生かしてつくった作品や自分を見つめてじっくりと取り組んだ作品などを展示します。東部・金屋・中部・音羽・小坂井ブロックは奇数学年(中学3年生を除く)の作品を、南部・代田・西部・一宮・御津ブロックは偶数学年の作品を展示します。また、恒例のスタンプリーもを行います

## 若草の子ら展

テーマ 創ろうばくらの世界

**内容** 特別支援学級や豊川特別支援学校の子どもの作品を会場に展示し、夢の世界をつくりあげます。子どもたちがつくった作品や収穫物などの販売も行います

## 私立高校と私立専修学校 高等課程の授業料を補助

市では、私立高校または私立専修学校の高等課程にお子さんが就学している保護者などに、所得基準に応じて授業料の補助を行っています。

います。

詳しいことは、学校教育課(88局8033番)へ、お問い合わせください。

**対象** ①10月1日現在、私立高校の全日制・定時制または私立専修学校高等課程に在学している生徒の授業料を負担し、市内に住所を有する保護者②10月1日現在、私立高校の全日制・定時制または私立専修学校高等課程に在学し、市内に住所を有し、年間を通して一定の職業につき、本人が授業料を負担している勤労生徒

**補助金額** 所得基準により、規定の金額を補助します

**申し込み** 11月28日(金)まで受け付け。在学から配布される申請書に記入の上、在学、または学校教育課(音羽庁舎3階)へ。申請書は、学校教育課でも配布しています

## 平成26年度とよかわ農業塾 (秋期コース)を開講

農業に興味のある方を対象に、基礎的な栽培管理の習得を目的とした「とよかわ農業塾」を開講します。

詳しいことは、農務課(89局2138番)へ、お問い合わせください。

## 図書館の特別整理休館

中央図書館 ☎85-5536

音羽・御津図書館は、10月20日から24日まで、蔵書点検作業のため休館します。図書、雑誌、紙芝居は、ブックポストで返却できます。なお、中央図書館は通常どおり開館します。ご理解とご協力をお願いします。

**日時**

10月から3月までの毎月1回の計6回で土曜日の午前9時から正午まで(第1回開講式は10月25日(土)に行います)

**定員** 20人程度

**参加費** 1千円

**申し込み** 10月14日(火)まで受け付け。所定の用紙に記入し、印鑑をお持ちの上、直接、農務課(北庁舎2階)へ。申込書は農務課にあります(市ホームページからダウンロード可能)。

応募者多数の場合は抽選





# 10月はクリーン排水推進月間 浄化槽強調月間

私たちの家庭から出る生活排水は、川や海などの水の汚れの大きな原因となっています。身近な水辺を守るため、家庭での生活排水対策や浄化槽の適正な維持管理に心掛けましょう。

詳しいことは、環境課（89局2141番）へ、お問い合わせください。

## ■身近な生活排水対策

生活排水の汚れを減らして水質を守るために、食べ残し・飲み残

しをしない▽三角コーナーや水切りネットで汚れを取り除く▽使用済み油は新聞紙などに吸わせて可燃ごみとして捨てる▽洗剤の量は正しく計って使う——などに心掛けましょう。

## ■浄化槽の維持管理に重要な3つの項目

浄化槽が安定した機能を維持できるよう「浄化槽法」において、保守点検、清掃、法定検査が義務付けられています。

### ① 保守点検（点検・修理など）

一般的な家庭用の20人槽以下の浄化槽では4カ月に1回（全ばっき方式は3カ月に1回）以上行うことになっています。

### ② 清掃

槽内にたまった汚泥や浮遊物を引き抜き、機械類や付属装置の洗浄や掃除をします。清掃は、年1回以上行うことになっています。

### ③ 法定検査（水質検査など）

法定検査には、新たに設置、または構造や規模を変更した場合の、浄化槽使用開始後3カ月経過した日から5カ月以内に行う法第

7条検査（浄化槽設置後検査）と、その後毎年1回定期的に行う法第11条検査（定期検査）があります。

## ■法定検査などは専門業者へ

保守点検は、県の登録業者に、また、清掃は、市の許可を受けた浄化槽清掃業者に依頼してください。法定検査については、県が指定した検査機関（豊川市では「中部微生物研究所」）の検査を受けてください。

## ■単独浄化槽から合併浄化槽へ

市では、既存の単独処理浄化槽や汲み取りから合併処理浄化槽に転換する方に、その費用の一部を補助しています。交付を受けようとする方は、事前にお問い合わせください。

## パブリックコメント手続

### ご意見をお寄せください

市では、「パブリックコメント手続」により、「豊川市用途地域の運用方針（案）」に対するご意見を募集します。募集期間は、10月1日から31日までです。

この運用方針は、本市における用途地域のあり方を明瞭化するとともに、用途地域の整合性の検証や見直しに関する方針を設定するものです。

内容の詳細については、都市計

画課（北庁舎3階）、市役所1階

ロビー、一宮総合支所、音羽・御津・

小坂井支所、プリオ窓口センター

（プリオビル5階）、豊川・御油・

牛久保・八南の各公民館、中央図書館

でご覧いただけます。市ホームページ

にも掲載しています。

詳しいことは、都市計画課（89局2169番）へ、お問い合わせ

ください。

## 下水道バスツアーの参加者募集

市民の皆さんに下水道について理解を深めていただくため、東三河各市町が合同で、下水道バスツアーを開催します。

詳しいことは、下水管理課（93局0157番）へ、お問い合わせください。

日時 11月1日（土）午前9時から午後5時まで

見学先 愛知県下水道科学館（稲沢市）他

集合場所 一宮総合支所

対象 市内に在住の方（小学生以下は保護者同伴）

定員 18人程度

参加費 無料

申し込み 10月15日（水）まで受け付け。電話で、下水管理課へ。

応募者多数の場合は抽選